

防府市環境基本計画（第 3 次） 附属資料（案）

1 環境意識調査

市民と事業者の環境に対する意識（現状認識及び行動）を把握し、本計画の策定と今後の環境施策検討の参考とするために実施しました。

【本計画への反映方法】

進捗管理指標に採用している設問の、各指標における「割合」は、選択肢のうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の有効回答数内の割合を合計した値（小数点以下、四捨五入）を用いています。

【調査の実施状況】

区 分	市民意識調査	事業所意識調査
調査対象	18歳以上の 市民1,000人	従業員4人以上の 市内300事業所
抽出方法	住民基本台帳から 無作為抽出	商工会議所名鑑に掲載された 事業所から無作為抽出
調査票の配布・ 回収方法	調査票を郵送で配布、郵送またはオンライン回答にて回収 (令和3年度：回収は郵送のみ)	
回答方法	設問ごとの選択肢に○をつける	
調査実施期間	令和7年6月27日～7月31日 (令和3年度：令和3年11月26日～12月24日)	
回収結果 (有効回収数、 有効回収率)	357人、35.7% (令和3年度：446人、44.6%)	173事業所、57.7% (令和3年度：168事業所、53.7%)

【集計方法】

単純集計。

【調査結果の見方】

- ・比較のために前回（令和 3 年度）の調査結果を併記している
- ・回答者によっては回答をしていない設問があるため、各設問の回答数の合計が、上記の表の有効回収数と一致しないことがある
- ・図表の数値（％）は、少数点第 2 位以下四捨五入のため、合計が 100％にならないことがある

【回答者の構成】

○市民意識調査

・年代別（令和7年度 n=354, 令和3年度 n=433）

	令和7年度	令和3年度
10歳代	1.1%	1.6%
20歳代	7.3%	7.9%
30歳代	10.2%	10.6%
40歳代	14.4%	14.1%
50歳代	14.4%	15.0%
60歳代	15.8%	20.6%
70歳代	22.3%	23.1%
80歳代以上	14.4%	7.2%
合計	100.0%	100.0%

○事業所意識調査

・業種別（令和7年度 n=172, 令和3年度 n=177）

	令和7年度	令和3年度
建設業	20.3%	20.9%
製造業	19.2%	13.0%
卸売業	11.6%	11.9%
サービス業	10.5%	9.6%
小売業	9.9%	15.8%
運輸業	8.1%	5.6%
医療・福祉	5.2%	5.1%
飲食店・宿泊業	3.5%	6.2%
不動産業	1.7%	2.3%
金融・保険業	1.7%	1.1%
教育・学習支援	1.2%	0.0%
情報通信業	0.6%	1.1%
農林漁業	0.0%	0.0%
その他	6.4%	7.3%
合計	100.0%	100.0%

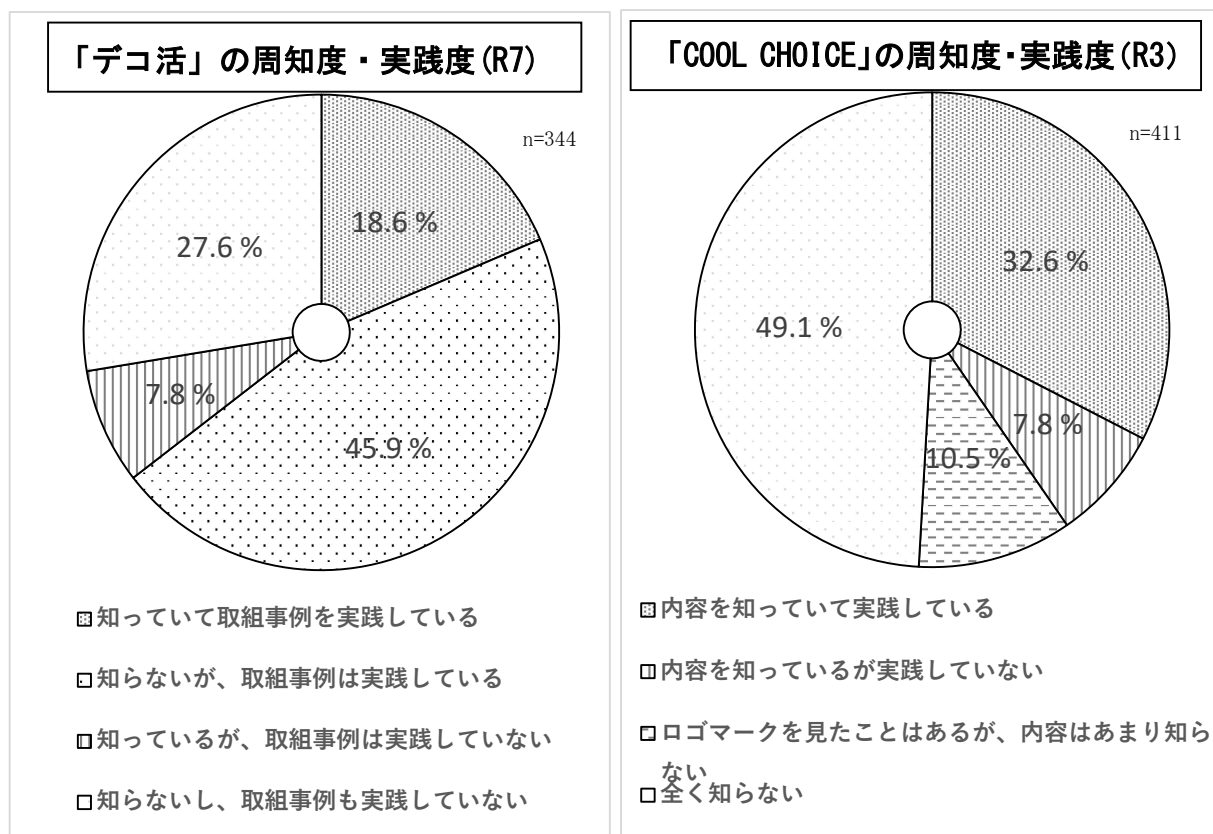
・従業員数別（パート・臨時を含む）（令和7年度 n=168, 令和3年度 n=162）

	令和7年度	令和3年度
9人以下	39.9%	48.8%
10～29人	26.2%	29.6%
30～49人	12.5%	8.0%
50～99人	9.5%	8.0%
100～299人	8.9%	3.7%
300人以上	3.0%	1.9%
合計	100.0%	100.0%

【回答結果】

(1) 市民意識調査

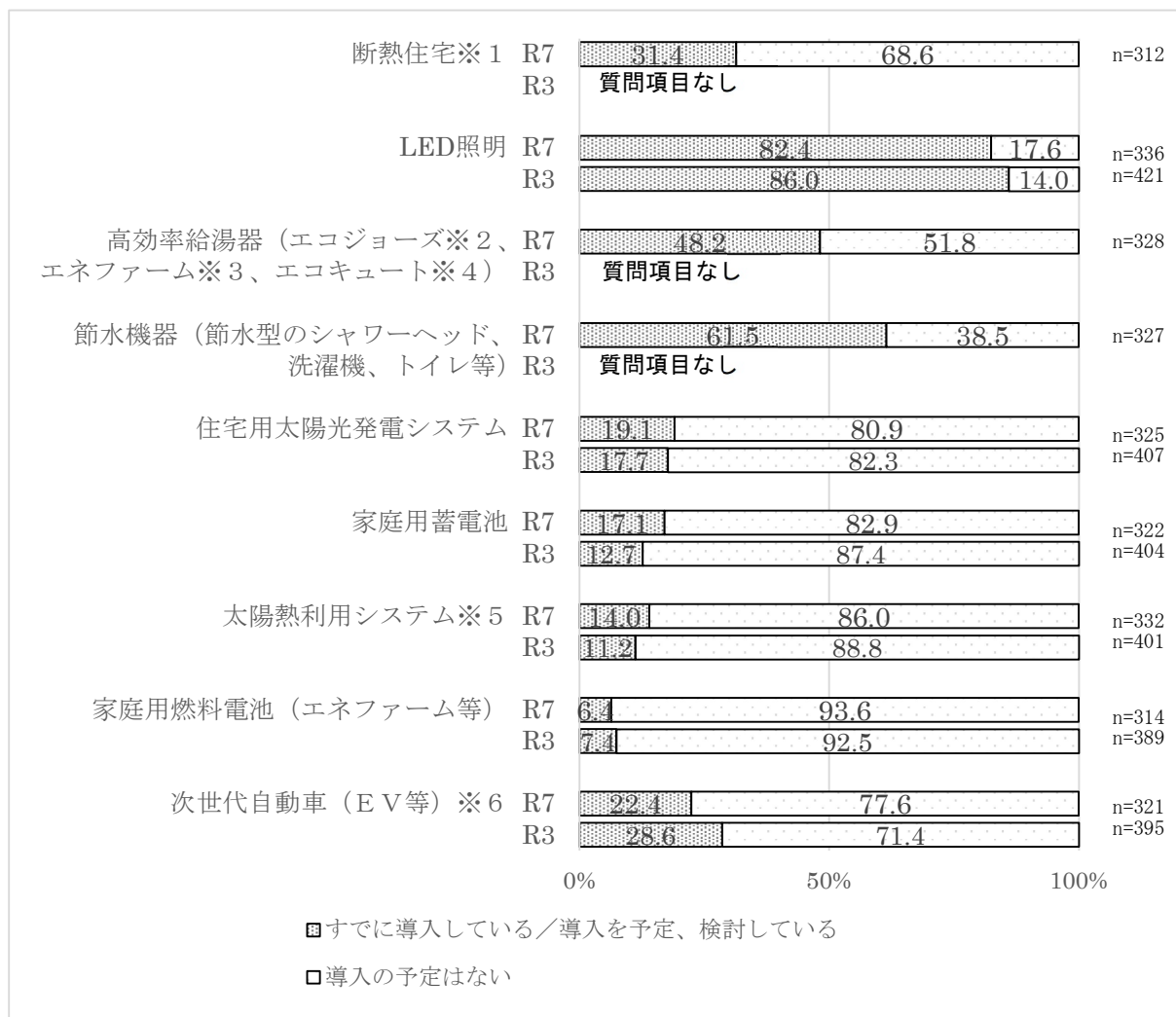
- 1 あなたは、国が提唱する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活 ※1」（COOL CHOICE から移行）について知っていますか。また、その取組事例 ※2 を実践していますか。



※1 **デコ活**：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を紹介し、ライフスタイルを大きく変えようという国民運動。暮らしを豊かにしながら脱炭素に取り組む新しい試み。デコ活の愛称は、「脱炭素（Decarbonization）で二酸化炭素（CO₂）を減らす」ことや、「環境にやさしいエコ」をかけた“デコ”と、活動や生活の“活”を組み合わせでできている。

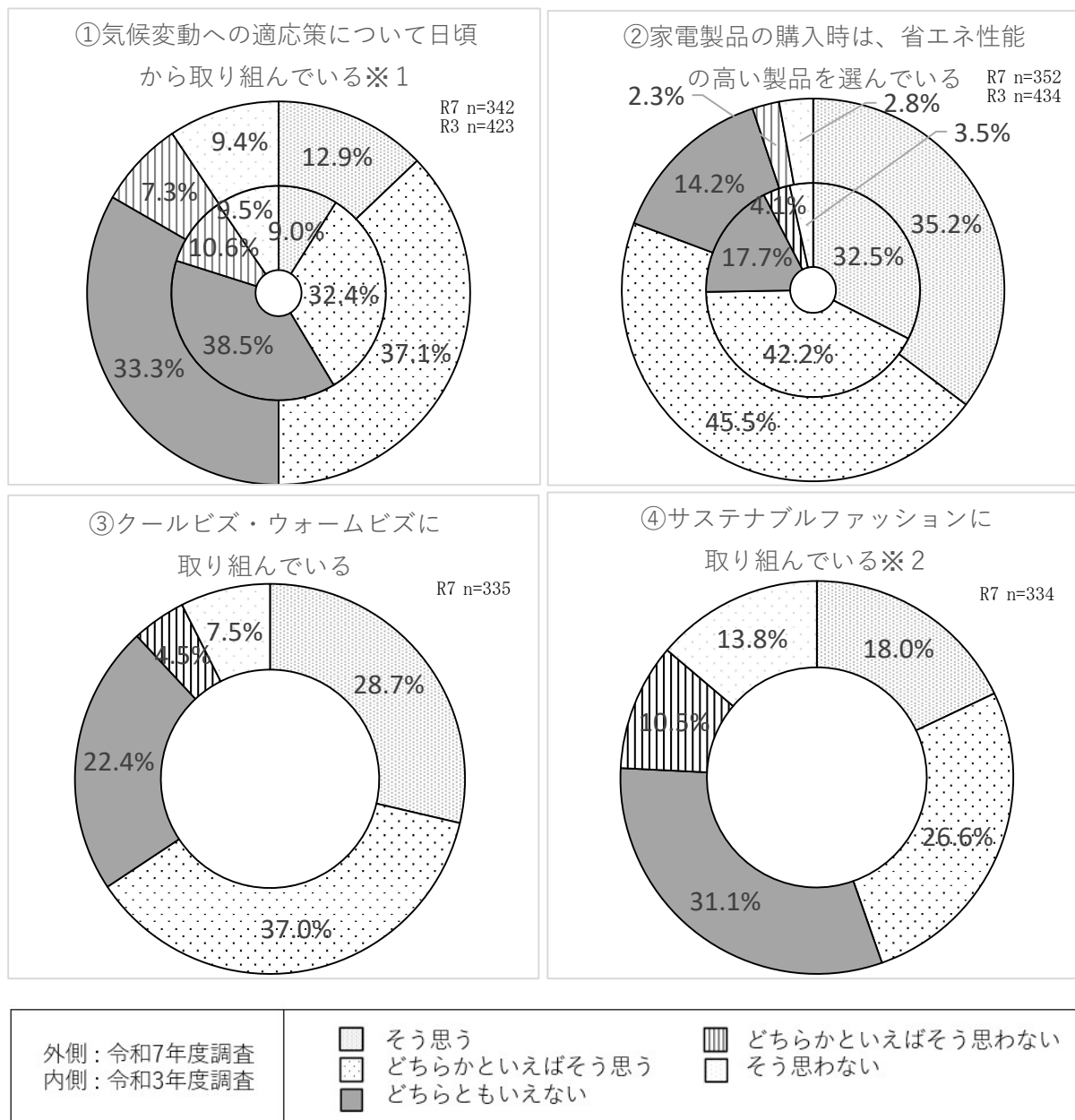
※2 **デコ活の取組事例**：電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む／LED・省エネ家電などを選ぶ／食品の食べ切り、食材の使い切りテレワーク／高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ／環境にやさしい次世代自動車を選ぶ／太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる／クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む／ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する／地元産の旬の食材を積極的に選ぶ／できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する／はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う／宅配便は一度で受け取る 等

2 あなたの御家庭で、次表の再生可能エネルギーや省エネルギーの設備のうち、導入している、又は導入を検討しているものはありますか。



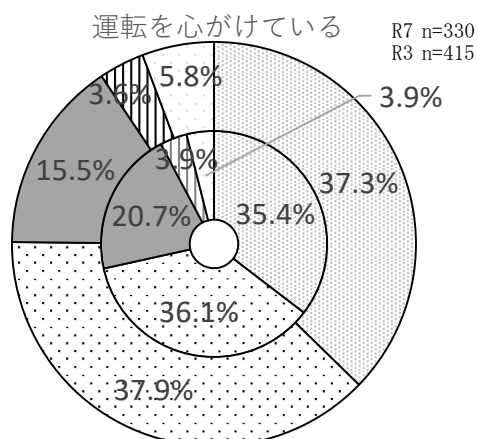
- ※1 断熱住宅：住まいの窓や壁等を熱を伝えづらいものにすることで、室内外への熱の出入りを抑えた、冷暖房の使用量をおさえることができる住宅
- ※2 エコジョーズ：給湯器がガスを燃焼させてお湯を沸かす際に出る廃熱を再利用してお湯を温める給湯器
- ※3 エネファーム：都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作り出すとともに、発生する熱も給湯などに利用する家庭用燃料電池
- ※4 エコキュート：自然の空気中にある熱を集め、その空気を圧縮し高温にすることで水を温める給湯器
- ※5 太陽熱利用：集熱器、蓄熱槽、熱輸送系、熱交換器、断熱材などの技術を組み合わせて行う、太陽のエネルギーをもとにした熱利用
- ※6 次世代自動車：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い自動車

3 あなたの日常の生活や防府市の環境の現状について、お聞きます。

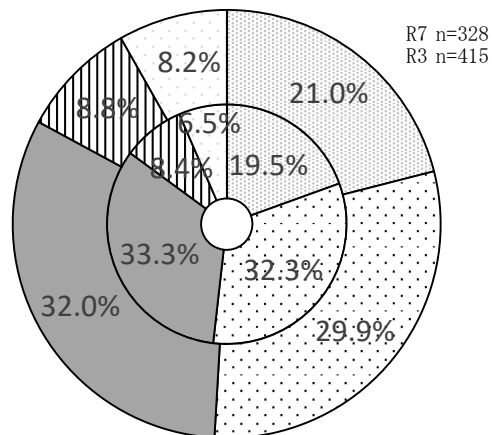


- ※1 気候変動への適応策：気候変動（地球温暖化等）の影響による被害を予防・軽減するための対策のこと【例：豪雨や猛暑日等の警報や予報を常に得るようにし、熱中症対策、防災マップの確認、災害時の助け合い等について隣近所で話し合う、など】
- ※2 サステナブルファッション：衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組【例：今所有している服を長く着る、服をリメイクする、資源としてリサイクルする、など】

⑤緩やかな加速・減速、アイドリング
グストップなど環境に配慮した

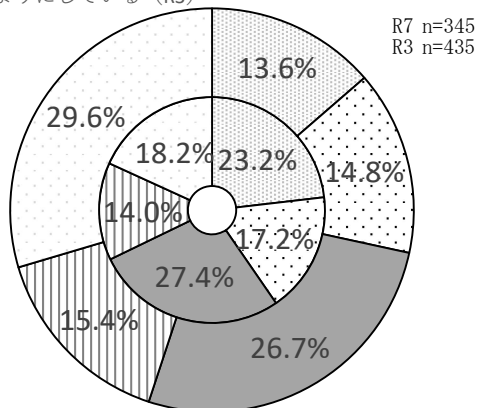


⑥自動車、タイヤ等の購入の際は、
環境性能を優先している



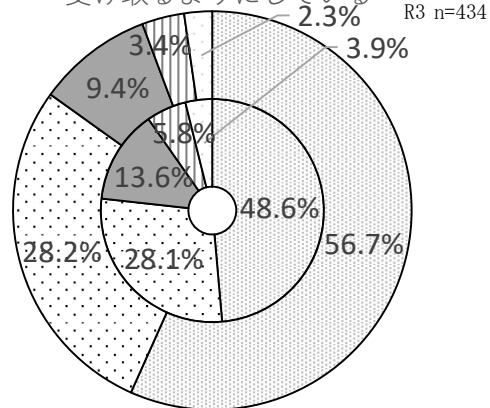
⑦できるだけ公共交通・自転車・徒歩 で移動
するようにしている (R7)

近くへの買い物などは、徒歩や自転車で行く
ようにしている (R3)

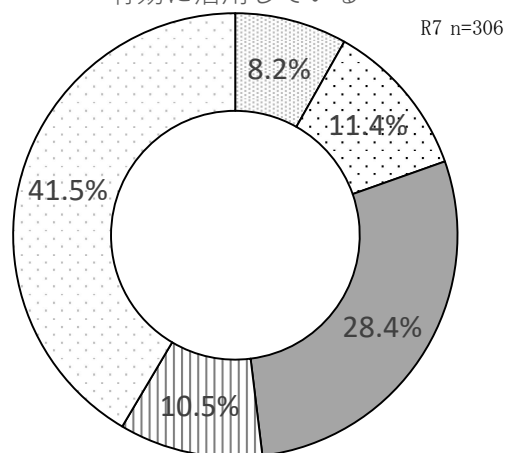


⑧宅配便は受け取り時間や場所を指
定するなど、できるだけ1回で

受け取るようにしている R7 n=351
R3 n=434

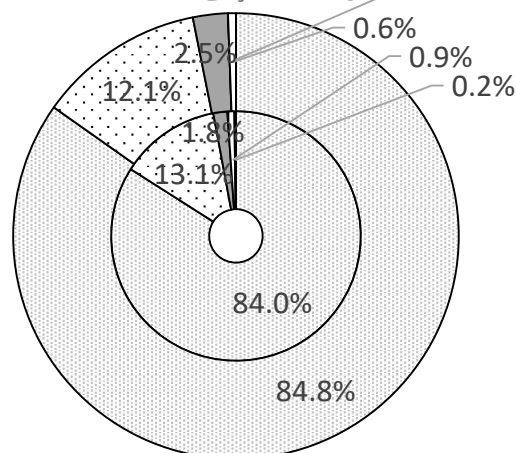


⑨テレワーク、オンライン会議等を
有効に活用している



⑩ごみの出し方の

ルールを守っている R7 n=355
R3 n=443

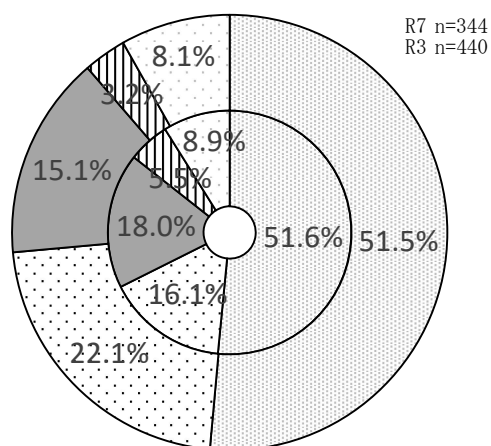


外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査

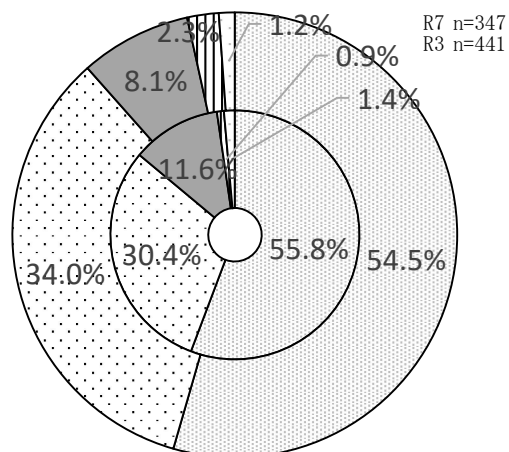
□ そう思う
□ どちらかといえばそう思う
■ どちらともいえない

▨ どちらかといえばそう思わない
□ そう思わない

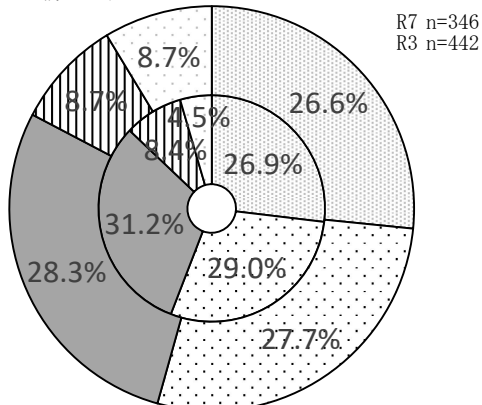
⑪地域の資源ごみの回収活動や一斉清掃などの環境美化活動などに参加している



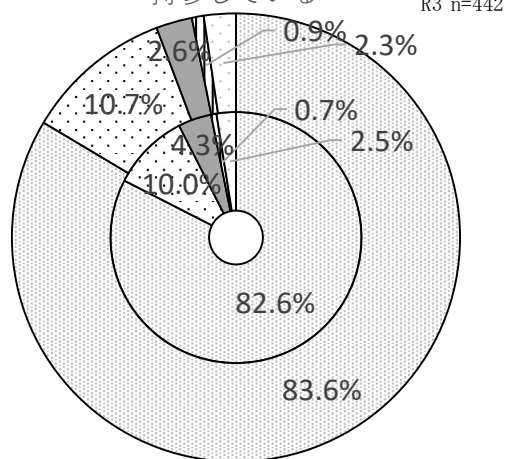
⑫食品ロス（食べ残し、賞味期限切れ食材の廃棄等）の削減を心がけている



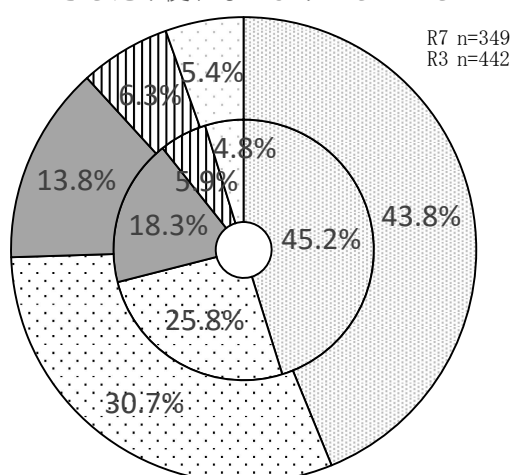
⑬ストローやペットボトルなどの使用を控え、プラスチックごみを減らすように心がけている



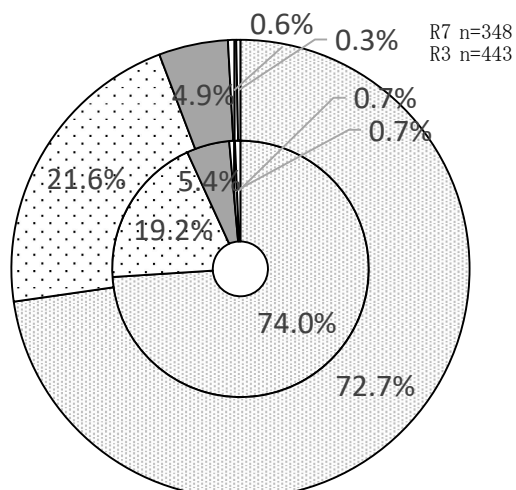
⑭買い物の際にはマイバック等を
持参している



⑮レジ袋や割り箸など使い捨て製品は
できるだけ使わないようにしている



⑯ごみの分別排出に取り組んでいる



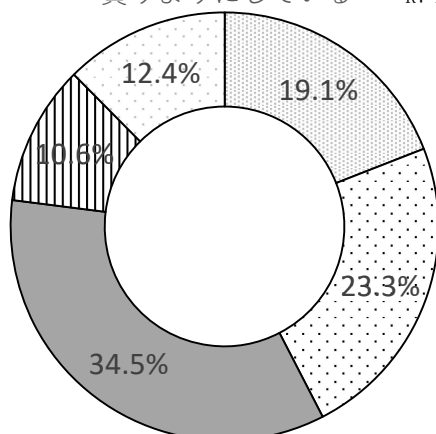
外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査

□ そう思う
□ どちらかといえばそう思う
■ どちらともいえない

▨ どちらかといえばそう思わない
□ そう思わない

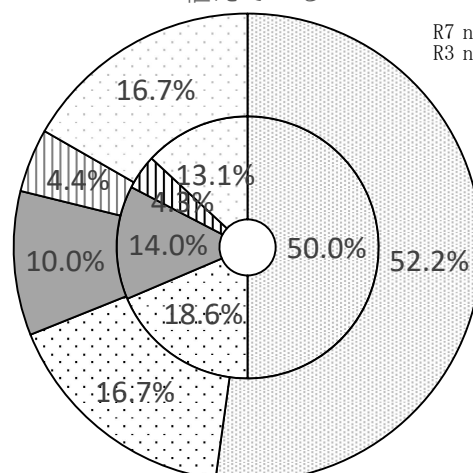
⑰はかり売りを利用するなど、
好きなものを必要な分だけ

買うようにしている R7 n=330



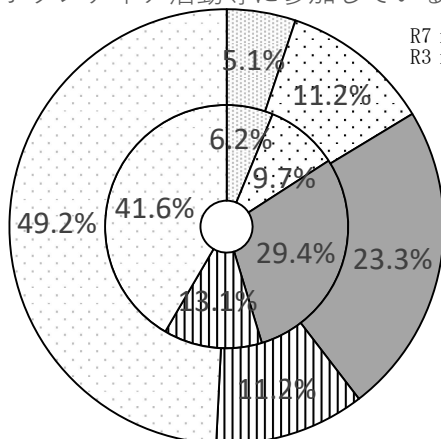
⑱身近な場所に草木や花を
植えている

R7 n=341
R3 n=442



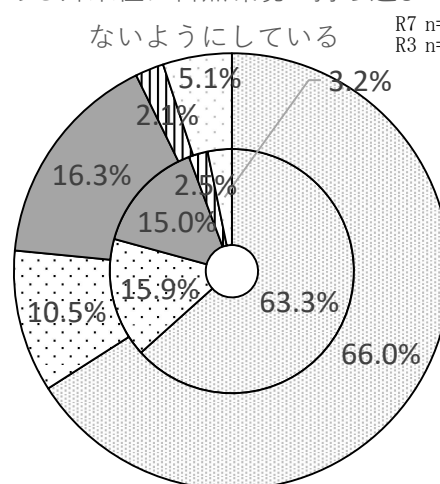
⑲地域、学校、団体などによる
花いっぱい運動や緑化活動、森林
ボランティア活動等に参加している

R7 n=331
R3 n=435



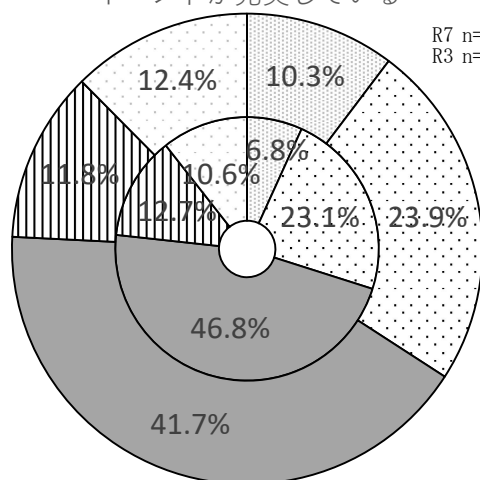
⑳生態系に影響を及ぼすおそれの
ある外来種は自然環境へ持ち込ま
ないようにしている

R7 n=332
R3 n=439



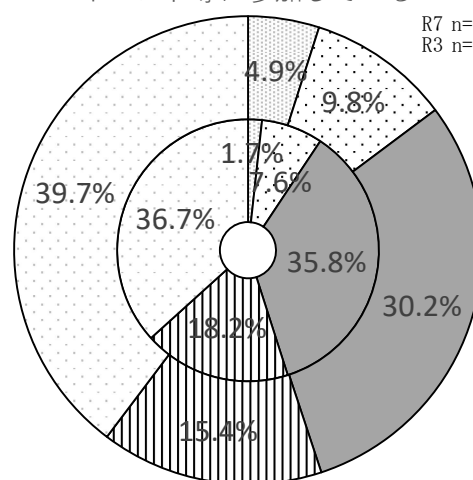
㉑自然とふれあえる場所や
イベントが充実している

R7 n=331
R3 n=425



㉒環境教育・環境学習の
イベント等に参加している

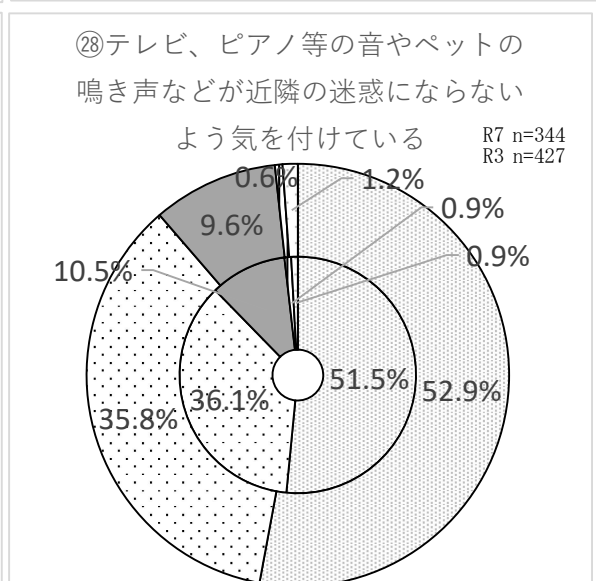
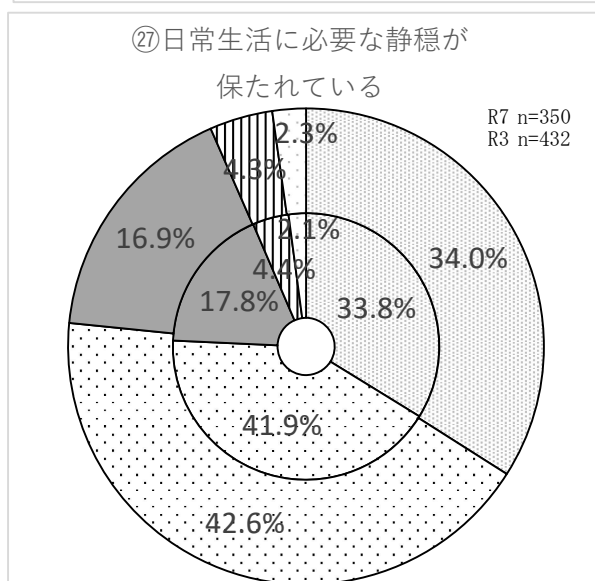
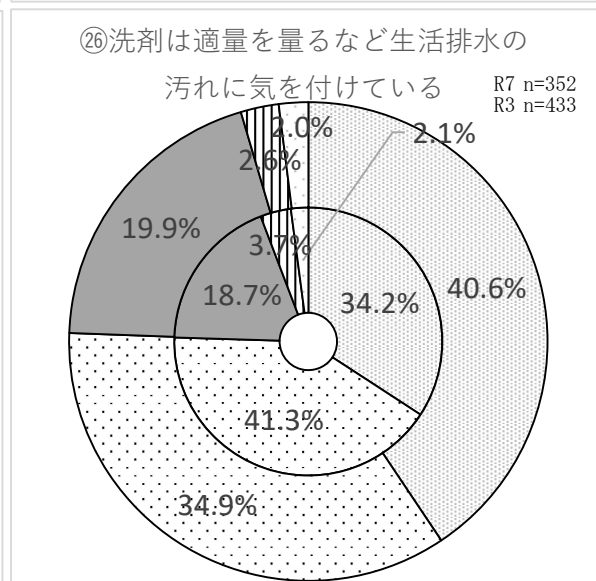
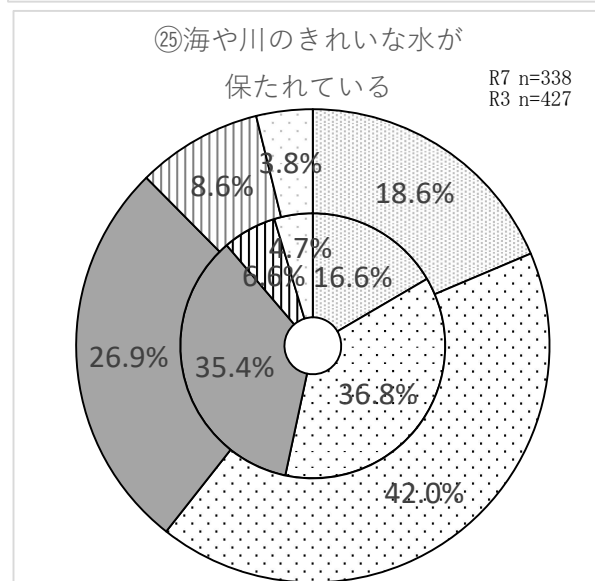
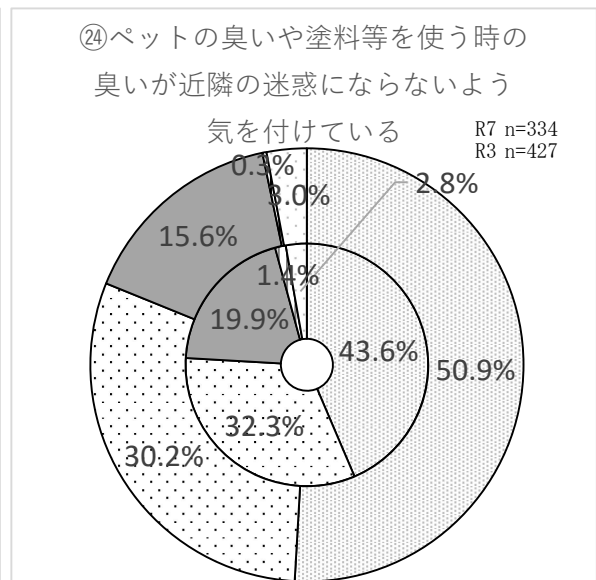
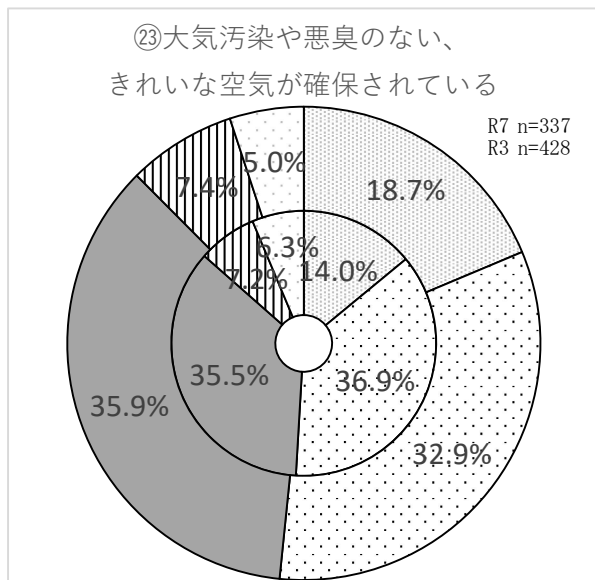
R7 n=325
R3 n=422



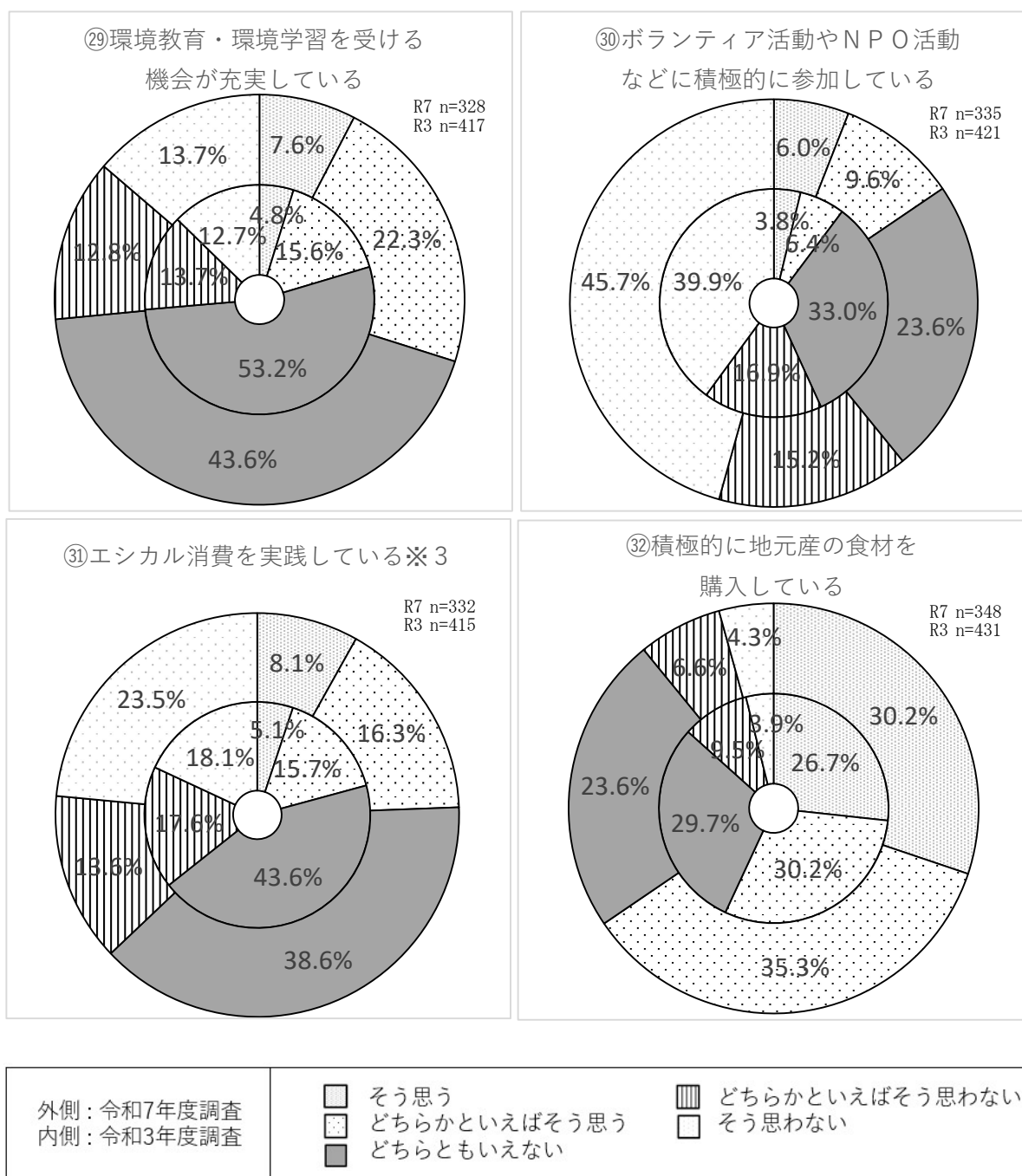
外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査

□ そう思う
▨ どちらかといえばそう思う
■ どちらともいえない

▤ どちらかといえばそう思わない
□ そう思わない

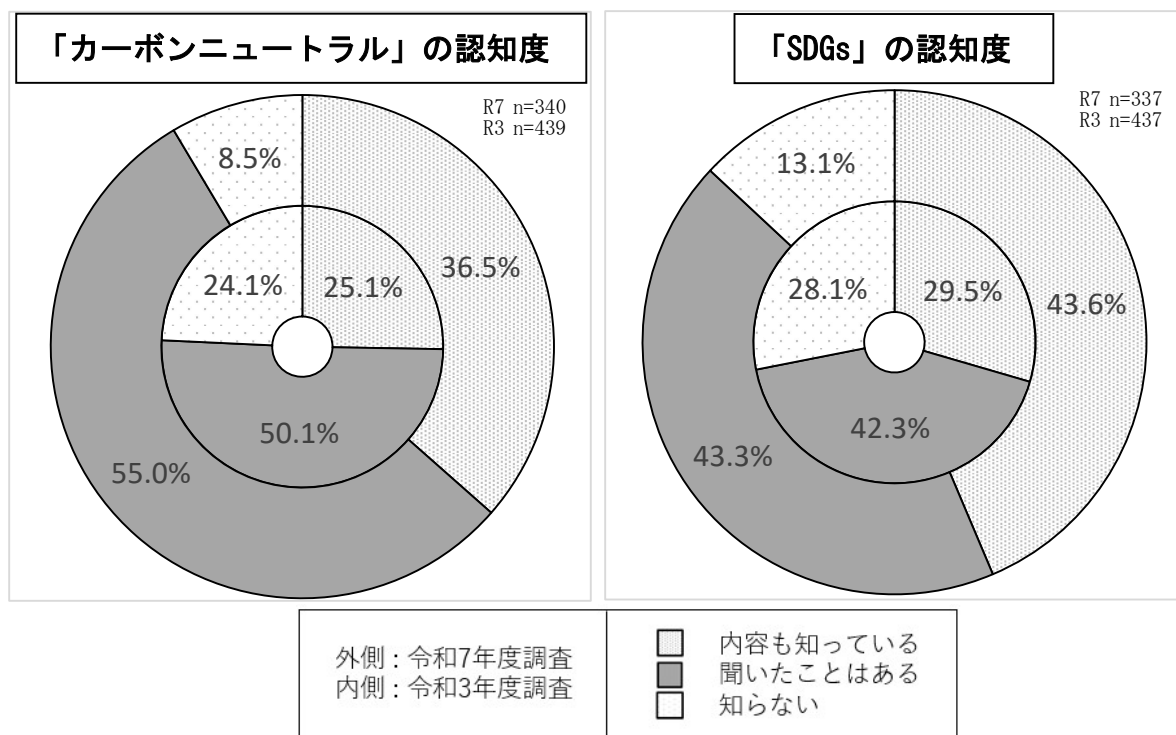


外側：令和7年度調査 内側：令和3年度調査	そう思う どちらかといえばそう思う どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない そう思わない
--------------------------	--	---



※3 エシカル消費：「倫理的消費」ともいい、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品など、人や社会、地域環境に配慮して作られたものを積極的に購入又は消費すること、また、太陽光や風力といったクリーンな自然エネルギーの利用も環境への負荷が少ない消費

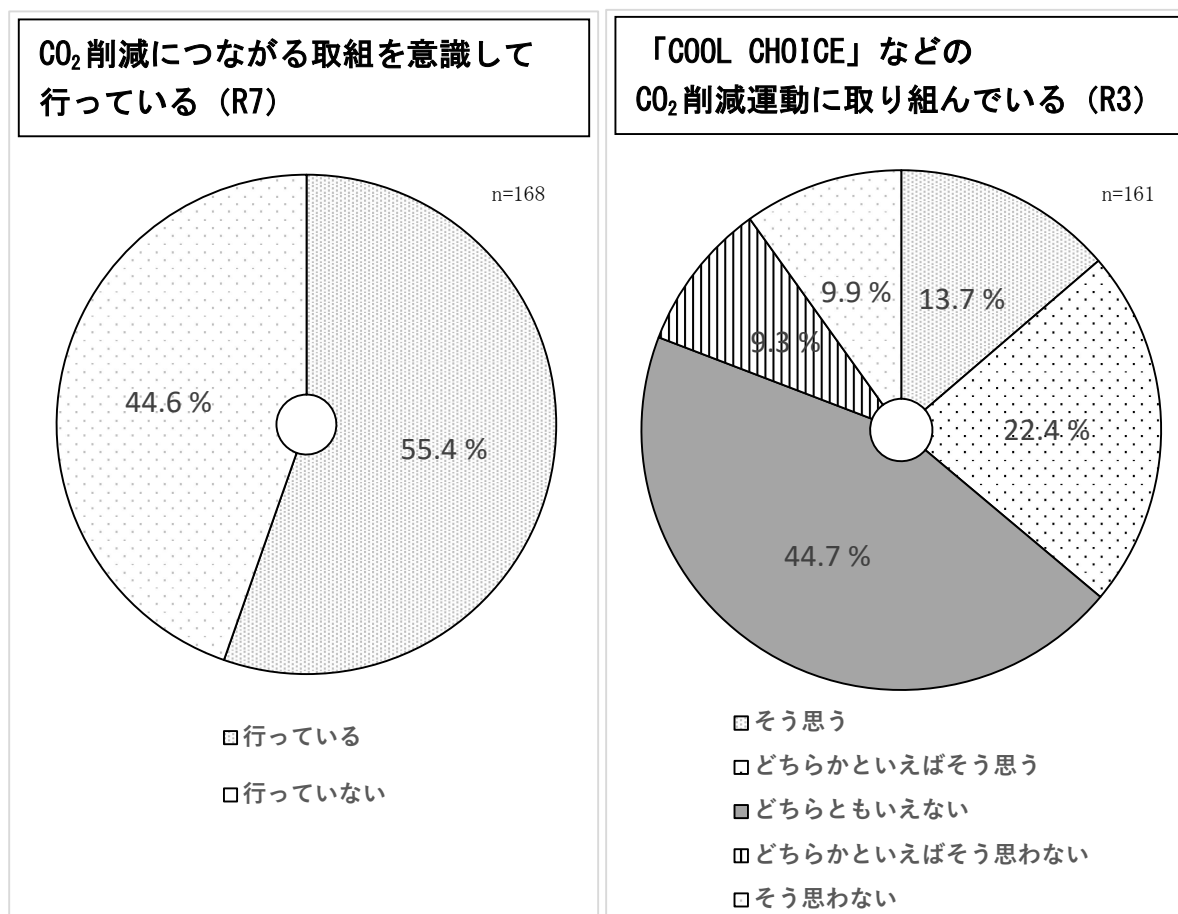
4 あなたは次の言葉を知っていますか。



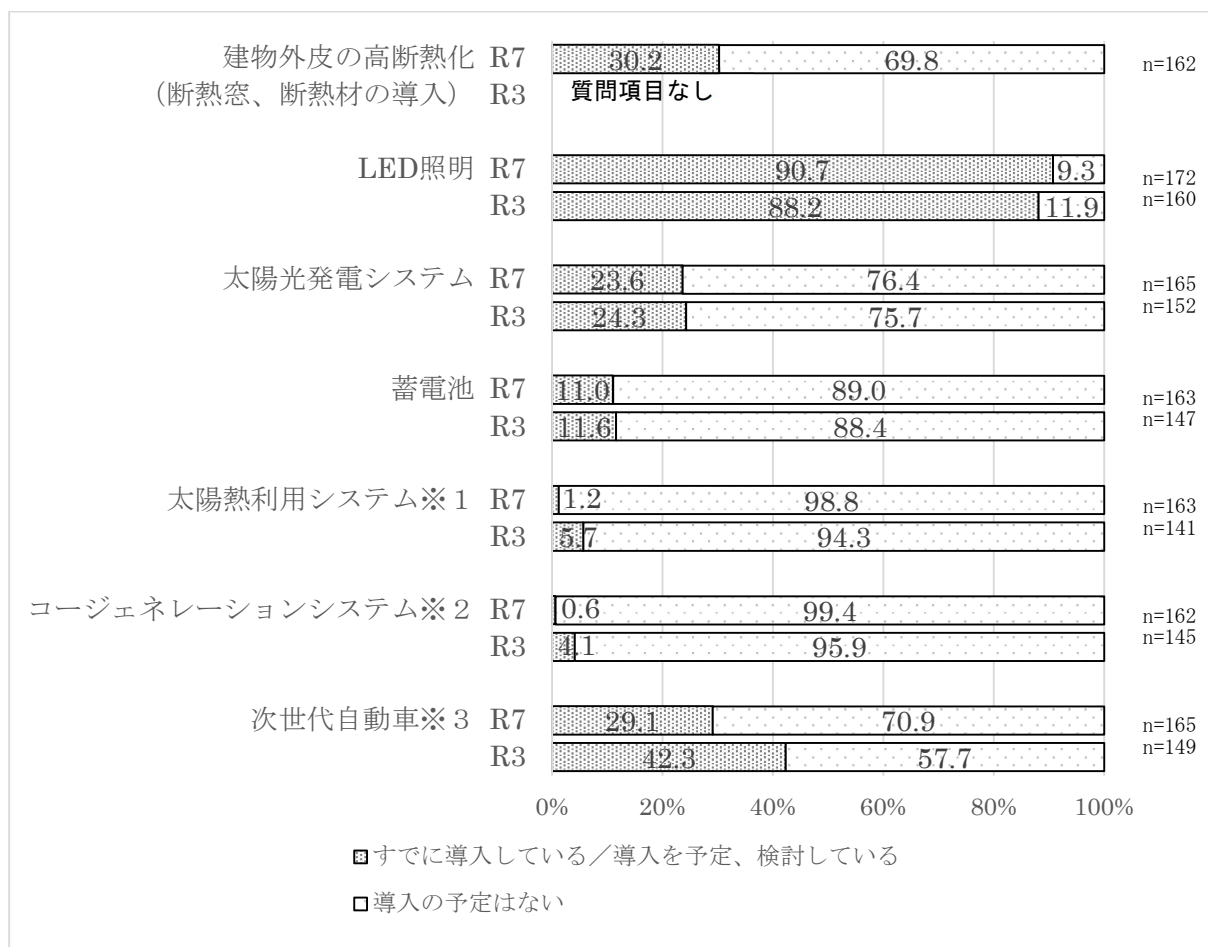
- ※1 **カーボンニュートラル**：気候変動対策として、2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。これは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味している。
- ※2 **SDGs（持続可能な開発目標）**：「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

(2) 事業所意識調査

1 貴事業所では、CO₂ 削減につながる取組を意識して行っていますか。

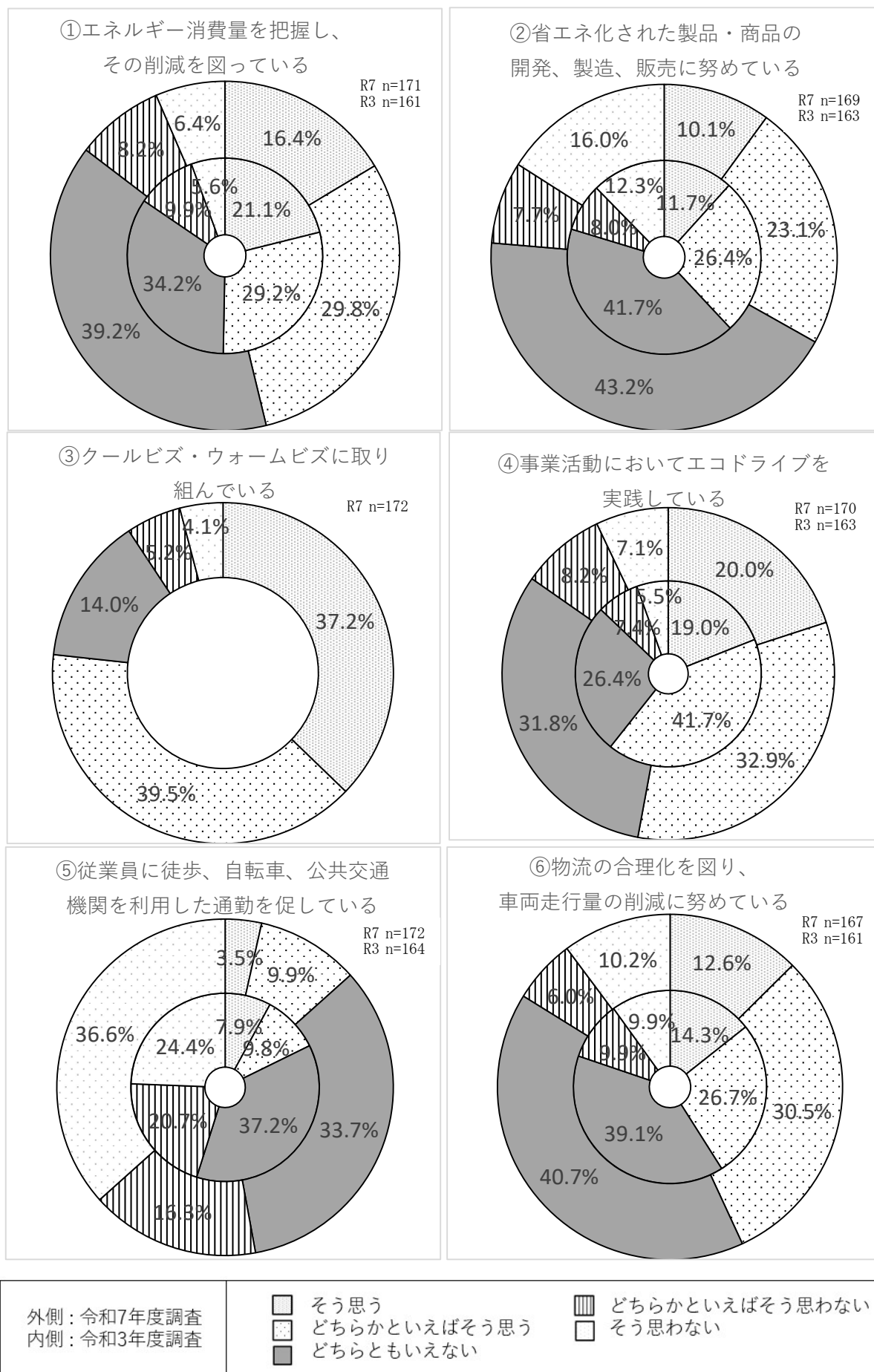


2 貴事業所で、次表の再生可能エネルギーや省エネルギーの設備のうち、導入している、又は導入を検討しているものはありますか。

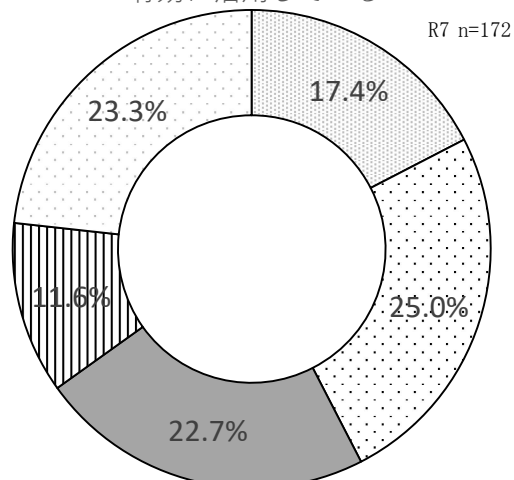


- ※1 太陽熱利用：集熱器、蓄熱槽、熱輸送系、熱交換器、断熱材などの技術を組み合わせて行う、太陽のエネルギーをもとにした熱利用
- ※2 コージェネレーションシステム：内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行い、その際に発生する廃熱も活用するエネルギー効率の高いシステム
- ※3 次世代自動車：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い自動車

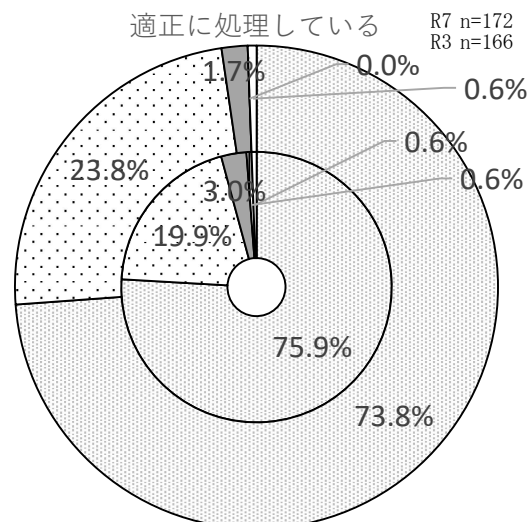
3 貴事業所の事業活動や防府市の環境の現状について、お聞きします。



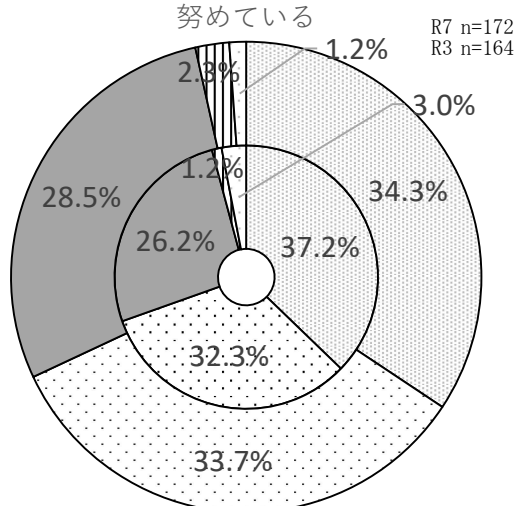
⑦テレワーク、オンライン会議等を
有効に活用している



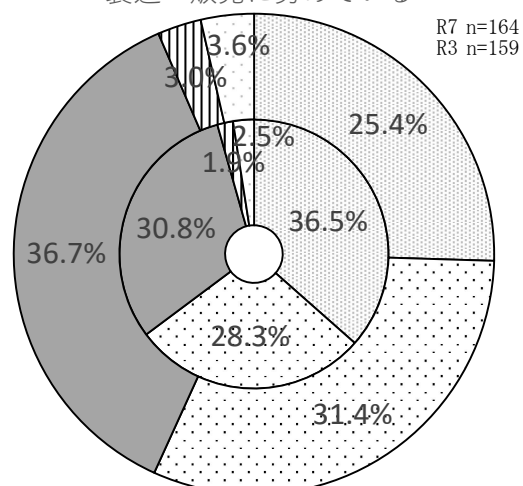
⑧事業活動により生じた廃棄物は
適正に処理している



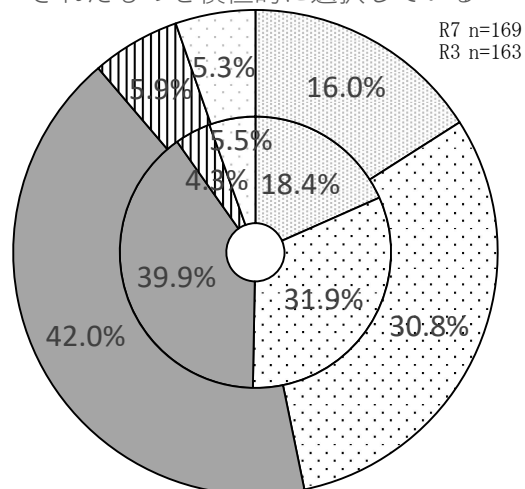
⑨包装・梱(こん)包の簡素化に
努めている



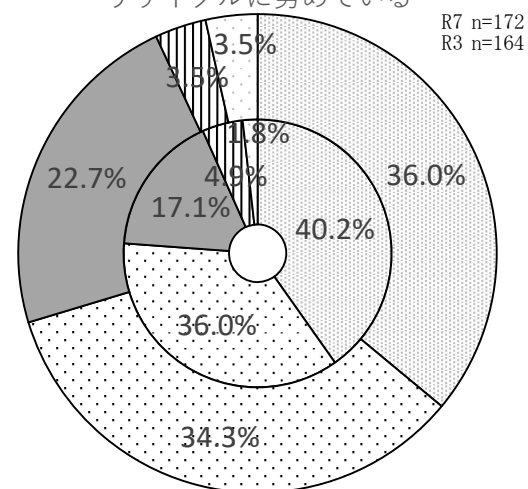
⑩長持ちする製品・商品の
製造・販売に努めている



⑪原材料、資材、燃料などは、再生
されたものを積極的に選択している



⑫不要となった製品・商品の回収と
リサイクルに努めている

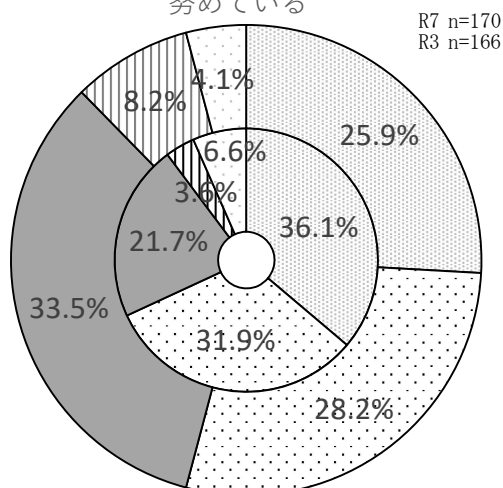


外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査

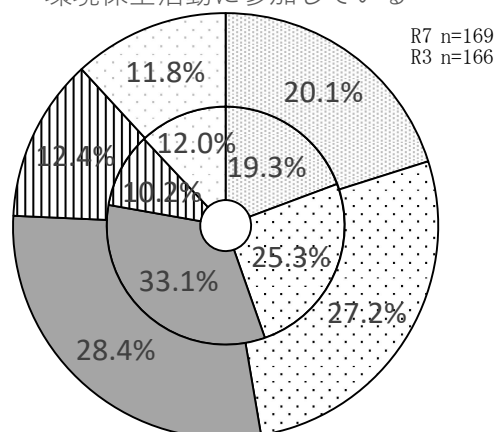
□ そう思う
□ どちらかといえばそう思う
■ どちらともいえない

▨ どちらかといえばそう思わない
□ そう思わない

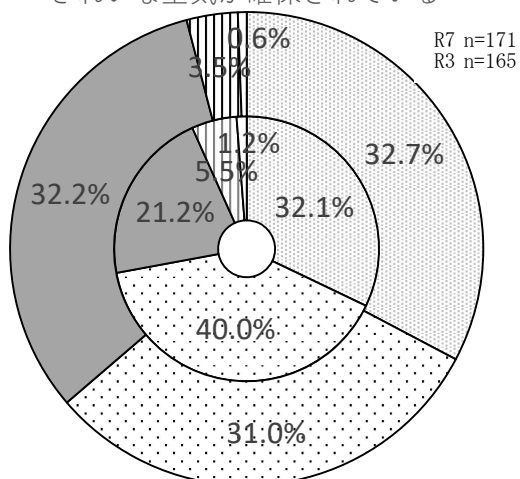
⑬敷地内やその周辺の緑化に
努めている



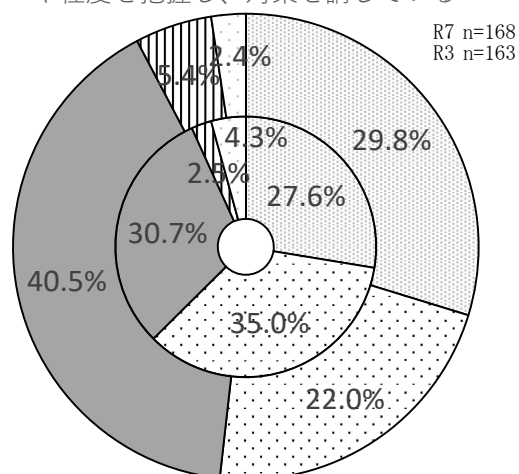
⑭除草や水路等の地域の清掃活動、
森林ボランティア活動など
環境保全活動に参加している



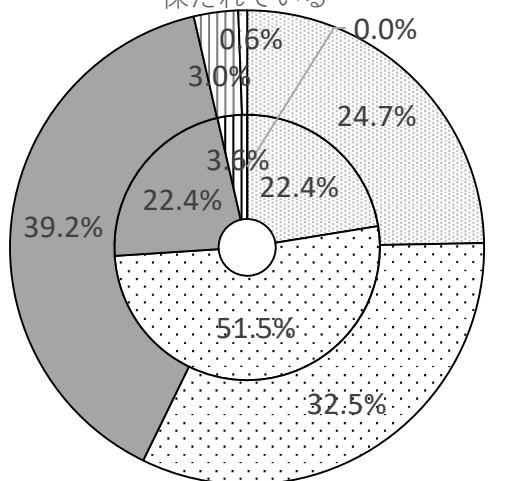
⑮大気汚染や悪臭のない、
きれいな空気が確保されている



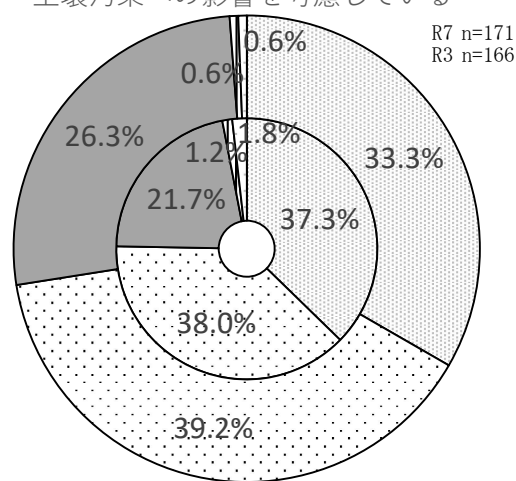
⑯ばい煙、粉じん、悪臭の発生の有無
や程度を把握し、対策を講じている



⑰海や川のきれいな水が
保たれている



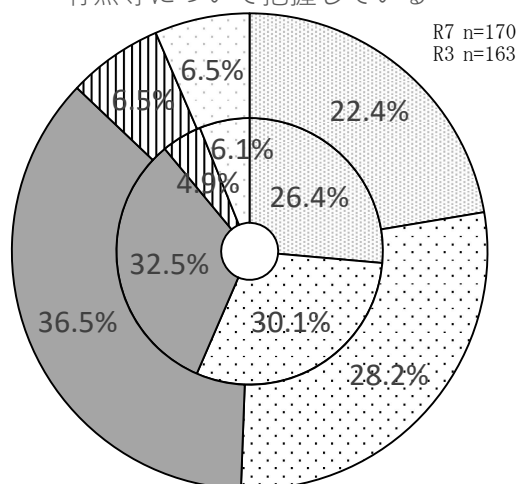
⑱排水に当たっては、水質汚濁や
土壌汚染への影響を考慮している



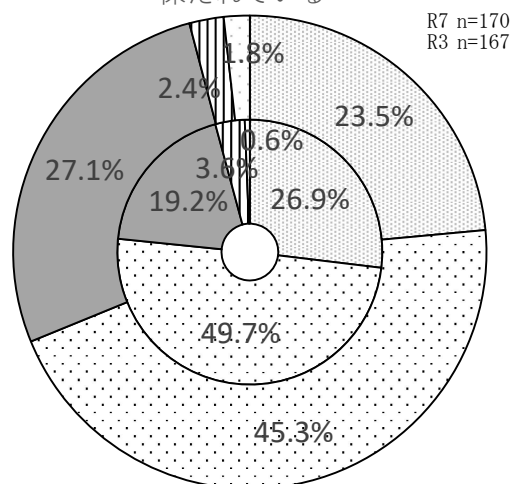
外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査

□ そう思う
□ どちらかといえばそう思う
■ どちらともいえない
▨ どちらかといえばそう思わない
□ そう思わない

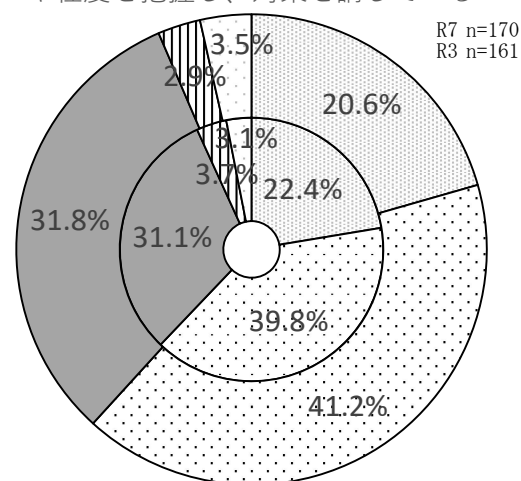
①⑨所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している



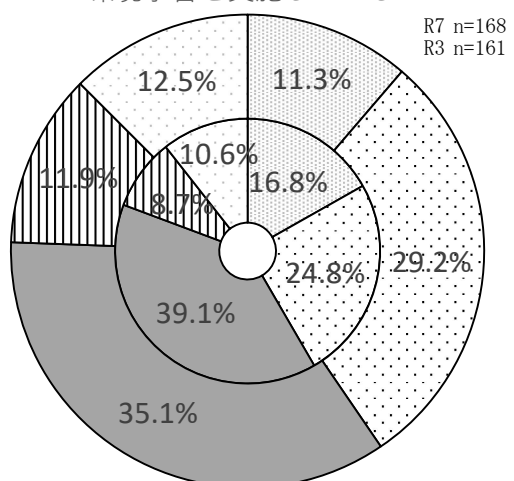
②⑩日常生活に必要な静穏が保たれている



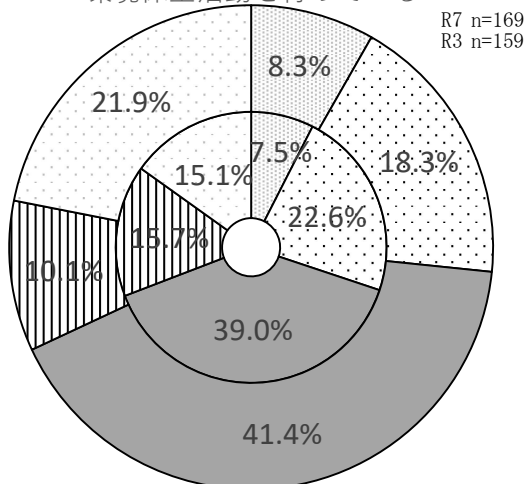
②⑪恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている



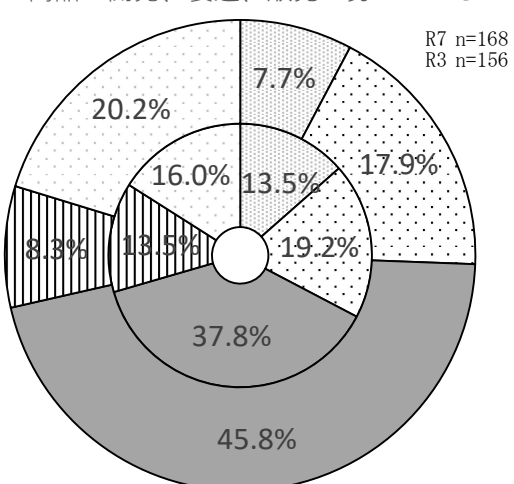
②⑫事業所内での環境教育・環境学習を実施している



②⑬地域、NPO、行政等と協働した環境保全活動を行っている



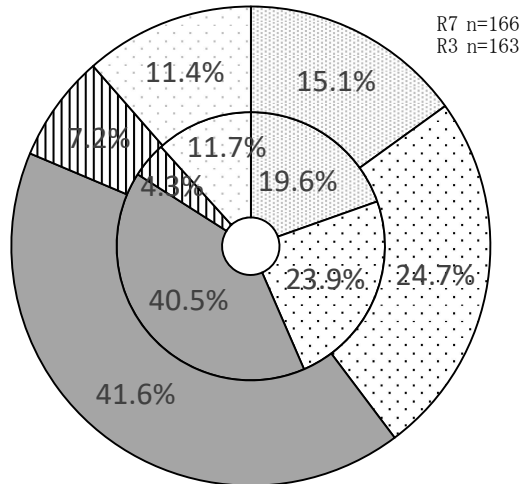
②⑭環境保全を付加価値とした製品・商品の開発、製造、販売に努めている



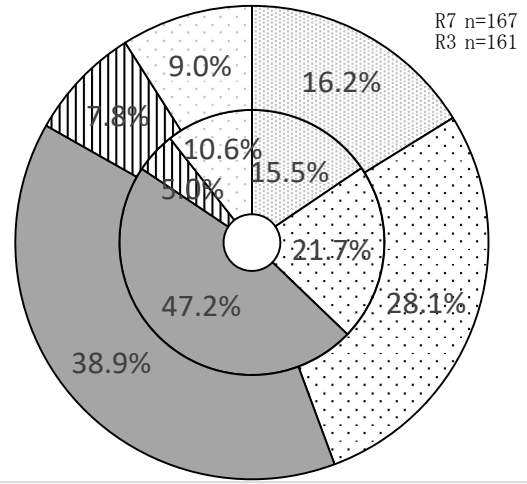
外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査

☐ そう思う
☐ どちらかといえばそう思う
☐ どちらともいえない
☐ どちらかといえばそう思わない
☐ そう思わない

②⑤原材料、資材の調達に当たっては、積極的に地元産を選択している



②⑥持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた取組を行っている



外側：令和7年度調査
内側：令和3年度調査



2 防府市環境基本計画 中間年度見直し 経過

本計画の策定に当たっては、防府市環境審議会の協議等を経て、策定されました。

令和7年	6月27日	環境意識調査の実施（7月31日まで）
令和7年	10月14日	防府市環境審議会〔社会状況・環境変化、計画進捗状況確認〕
令和8年	7月24日	防府市環境審議会に「環境基本計画の見直し」を諮問
	・	・
	・	・
	・	・
	・	・
	・	・
令和9年	3月〇〇日	基本計画策定・公表

3 防府市環境保全条例

平成十八年三月三十一日

条例第十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針等（第七条—第十条）

第二節 環境の保全のための施策（第十一条—第十八条）

第三章 良好な環境の保全（第十九条—第二十八条）

第四章 雑則（第二十九条—第三十一条）

附則

私たちのふるさと防府は、中国山地に連なる大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺など豊かな自然環境に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然と歴史に富んだ美しい郷土を愛し、健康で明るく住みよいまちを築くために努力してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動や日常生活などの人の活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、自然の持つ再生能力や浄化能力を超える規模となって、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、環境の保全を自らの課題として認識し、すべての人が共に力を合わせて自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう行われなければならない。

- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、着実かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条に規定する基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第六条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第七条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- 二 野生生物の種の保存その他の生態系及び生物の多様性の確保を図り、人と自然との良好な関係を維持すること。
- 三 森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- 四 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。
- 五 すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第八条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する目標
- 二 環境の保全に関する施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ防府市環境審議会条例（平成十五年防府市条例第八号）第一条の規定により設置する防府市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

(環境の状況等の公表)

第十条 市長は、毎年、防府市における環境の状況及び環境の保全に関する施策の状況を公表しなければならない。

第二節 環境の保全のための施策

(協定の締結)

第十一条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減のための支援)

第十二条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを促すため、必要な支援に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する施設の整備等)

第十三条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第十四条 市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進等)

第十五条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第十六条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進のため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を収集し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第十八条 市は、環境の状況の把握その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第三章 良好な環境の保全

(環境の保全の義務)

第十九条 何人も、環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないように努めなければならない。

(土地、建物等の清潔の保持)

第二十条 市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して近隣の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(空地の管理義務)

第二十一条 空地を所有し、占有し、又は管理する者は、当該空地に繁茂した雑草、枯草又は廃棄物を除去するなど近隣の生活環境を損なわないよう適正な管理

に努めなければならない。

(廃棄物の投棄の禁止)

第二十二條 何人も、道路その他の公共の場所及び他人の空地、田畑、山地等に廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

(生活排水の適正処理等)

第二十三條 生活排水を公共用水域に排出する者は、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように努めなければならない。

2 生活排水を排出する者は、生活排水による環境への負荷の低減に資する設備の整備及びその設置した設備の適正な管理に努めなければならない。

(動物の飼い主の義務)

第二十四條 動物の飼い主は、その動物を適正に飼養管理することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

(静穏の保持)

第二十五條 何人も、法令等に違反しない場合においても騒音により近隣の生活環境を損なわないように努めなければならない。

(土地の形質の変更を行う者の義務)

第二十六條 土地の形質の変更を行う者は、災害の誘発を防止し、調和のとれた土地利用及び環境の保全に努めなければならない。

(工事施行者の義務)

第二十七條 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土

砂、資材、廃材等が当該工事場所以外に飛散し、流出し、又は堆積^{たい}しないよう適正な管理に努めなければならない。

(緑化の推進)

第二十八條 宅地等を所有し、占有し、又は管理する者は、当該宅地等にできる限り樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、工場又は事業場の敷地を最大限に利用して樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

第四章 雑則

(報告及び調査)

第二十九條 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、環境の保全対策その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、その者の工場、事業場、土地若しくは建物に立ち入り、施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 関係人は、正当な理由がない限り、第一項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

積してはならない。

(指導及び助言)

第三十条 市長は、環境への負荷の低減のため、関係人に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 防府市環境審議会条例

平成 15 年 3 月 31 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、防府市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 各種団体の代表者
- 四 本市に住所を有する者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

4 臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条(同条第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議に準用する。

(説明等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(防府市公害対策審議会条例の廃止)

- 2 防府市公害対策審議会条例(昭和46年防府市条例第2号)は、廃止する。

(会議の招集に係る経過措置)

- 3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 防府市環境審議会委員名簿

〔順不同、敬称略〕

区 分	役 職 名 等	委 員 名
学識経験のある者	山口大学名誉教授	◎中尾 勝實
	山口大学大学院創成科学研究科 教授	○今井 剛
	山口県立大学国際文化学部情報社会学科 准教授	今村 主税
	防府医師会	山縣 三紀
関係行政機関の 職員	山口県山口健康福祉センター 副部長	佐賀 辰一郎
各種団体の代表者	山口県地球温暖化防止活動推進センター センター長	若林 芳典
	協和発酵バイオ株式会社山口事業所 執行役員山口事業所長	藤野 啓二
	東海カーボン株式会社防府工場 参事工場長	高沢 晋
	マツダ株式会社防府工場 総務部(防府)部長	田中 真二
	防府商工会議所 商業部会	岡村 宏
	防府商工会議所 工業部会	小松 亮介
	防府商工会議所 交通運輸部会	橋口 平
	防府市女性団体連絡協議会 会長	山田 まゆみ
	防府市消費生活研究会 会長	阿部 幹恵
	グリーンコープやまぐち生活協同組合 中部地域理事	蓑島 啓子
本市に住所を有す る者	公募委員	弘中 和夫
	公募委員	藤井 節子

◎は会長、○は副会長、() は異動等に伴う途中退任者

〔令和8年7月24日～令和9年〇月〇日現在〕

6 防府市環境保全推進委員会設置要綱

平成 23 年 5 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、環境問題に配慮した市政運営の実現のため、防府市環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全に資する施策の総合的、計画的推進に関すること。
- (2) 環境の保全に影響を与える施策の連絡調整に関すること。
- (3) 市による率先的な環境保全行動の推進に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員でないものを会議に出席させることができる。

(作業部会)

第 6 条 会長は、必要に応じて委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、会長の命を受け委員会の事務を処理する。
- 3 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 4 作業部会長及び副作業部会長は、会長が指名する。
- 5 作業部会員は、委員が推薦した者をもって充てる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、生活環境部環境政策課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

総務部長、総合政策部長、地域交流部長、健康福祉部長、産業振興部長、土木 都市建設部長、教育部長、議会事務局長、消防長、上下水道局長
--